

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	汚水等排出施設の届出に係る計画の変更命令等	
根 拠 法 令	徳島県生活環境保全条例	
根 拠 条 項	第42条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
処 分 基 準	基 準	<p>1. 処分の要件 届出があった場合において、排出水の汚染状態が当該汚水等排出工場等の排水口においてその排出水に係る排出水の規制基準に適合しないと認めるとき。</p> <p>2. 処分の内容 届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る汚水等排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は届出に係る汚水等排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p>
	参 考 事 項	徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。
	設 定 等 年 月 日	平成26年8月1日設定（令和3年4月1日最終変更）